

第2次能代市一般廃棄物処理基本計画中間見直し内容
(たたき台)

能代市環境のまちづくり市民懇談会

(1) ごみ 処 理

1. ごみ処理に係る理念・目標

人間は、自らを取り巻く環境の中から食料や原料という形で資源を採取し、不用物を排出しながら生活しています。このことは、換言すれば、環境から多くの恵沢を受けるとともに、環境に影響を及ぼしながら活動しているということになります。

しかしながら、これまでの人口の増大と社会経済活動の拡大に伴い、環境の復元能力を超えた資源採取や不用物の排出により環境の汚染などの問題が発生しており、日々の市民生活、経済社会活動に直接関わるものであり、一日も放置できない重要な課題となっています。

地球環境問題の基本ともいえるこの廃棄物問題に対処するため、全国の各自治体においても廃棄物の排出の抑制や減量化、資源化等に取り組んでいますが、一方では、中間処理施設や最終処分場の設置等については、地域の合意形成が得にくくなるなど、廃棄物処理は大きな社会問題ともなっています。

このような背景の中で、本市においては「能代市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、廃棄物の排出等を抑制し、その再生利用を推進すること等により、廃棄物の減量化を図っていくこととしており、本計画に示された目標に向けた施策を着実に実行することが、この地域のみならず、ひいては地球規模の環境問題を解決することに結びつくこととなり、そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら一体となって行動する必要があります。

2. ごみ処理の基本方針

- ① 廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること
(発生抑制：Reduce リデュース)
- ② 廃棄物となったものについても、でき

上記4項目を基本指針として、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの役割に応じて取り組むた

めの責務を明確にし、その周知等に努めます。

3. ごみ排出量の推計

ごみ排出量の推計は、「収集・資源回収」については将来人口に分別区分ごとの原単位を乗じて算出します。「直接搬入ごみ」については、分別区分ごとに年間排出量を原単位とします。

なお、将来人口については、H22とH27の国勢調査の変化率に基づく5年毎の人口推計（コーホート変化率法：それ以外の年は5年間の変化数を割り返し）を用いて推計するものとし、分別区分ごとの原単位については、過去のデータを基に関数式をあてはめて推計しました。

区 分	平成28年度 (実績値)	令和4年度 (中間目標年 度)	令和9年度 (計画最終年 度)
人 口 (人)	53,859	48,865	44,280
ごみ排出量 (t)	20,002	18,577	16,865
1人1日排出量 (g)	1,017	1,016	1,043
リサイクル率 (%)	21.91 %	27.06 %	30.00 %
最終処分量 (t)	2,782	2,653	2,530

※中間目標年度の値は、令和4年度一般廃棄物処理実施計画の計画値を適用しています。

4. 基本目標の設定、目標値の達成状況

本市における、ごみ減量、資源化、最終処分目標を次のとおり定めます。

基準年度は平成28年度とし、最終計画年度である令和9年度の目標数値を設定します。

なお、目標設定に際しては、可能な限り国や県の方針を考慮して、現状に合った目標値を設定します。

	国の目標値	県の目標値
排出量	12% 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 440 g / 人日	1人1日排出量%削減 (560g/人・日 →500g/人・日)
再生利用量	約28%	目標値なし
最終処分量	約14%削減	約14%削減 (32,000t →27,000t)

※ 国：2025年度（令和7年度）の目標値 第四次循環型社会形成推進基本計画（H30.6）

※ 県：平成30年度に対する令和7年度の目標値

（第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画による R3.3策定（計画期間R3～R7））

④ごみの減量目標

■一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物を除く）

基準年度 28年度	中間目標 4年度	直近実績 3年度	最終年度目標 9年度
527g	512g 2.8%以上削減	541g 未達成	500g 5.1%以上削減

【近年の傾向】

平成28年度より「古布」、29年度からは「水銀廃製品」の分別回収を実施している。近年はコロナ過の影響により在宅時間が増えたこと等により、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量が増加したため、目標達成には至っていません。

【目標数値設定の考え方】

国の目標値では、第四次循環型社会形成推進基本計画の中で440g（令和7年度）を目標値として設定しているが、県では、1人1日当たりの排出量は横ばいとなっているため、第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画においても第3次計画と同様の500gを目標値として設定している。

この傾向を踏まえ、引き続きごみの発生抑制、再使用、再生利用に関する施策を以後推進することで、最終年度目標である令和9年度の目標値を、5.1%以上削減（500g）と設定します。

■事業系ごみ（資源化物を除く）

基準年度 28年度	中間目標 4年度	直近実績 3年度	最終年度目標 9年度
8,010t	7,619t 4.9%以上削減	7,344t 達成	7,293t 9.0%以上削減

【近年の傾向】

基準年度から減量化されており、中間目標の数値を達成することができた。ただし、コロナ過の影響により廃棄数量の減少が大きかったと考えており、今後、コロナが終息することにより増加が見込まれるため、引き続き減量化施策に取り組む必要があります。

【目標数値設定の考え方】

国の一般廃棄物の目標削減率は12%以上削減となっている。中間目標値の4.9%以上削減については達成することが出来たが、事業系ごみについては景気により増減があり、今後コロナ過が終息することによる増加なども見込まれるため、最終年度目標値は引き続き9.0%以上削減(7,293t)と設定します。

②リサイクル率の目標

■市回収分のリサイクル率

基準年度 28年度	中間目標 4年度	直近実績 3年度	最終年度目 一標 9年度
8.11%	8.70%	7.93% 未達成	9.00%

■民間回収分を含む市全体のリサイクル率

基準年度 28年度	中間目標 4年度	直近実績 3年度	最終年度目標 9年度
21.91%	24.69%	27.80% 達成	30.00%

【近年の傾向】

資源ごみについては市でも回収を実施していますが、排出時に手間のかからない民間事業者への持込が多く、年々市回収分の資源ごみの回収量が減少している状況となっています。また、毎年事業者からの資源ごみの回収量の調査を実施しており、それらを含めた回収量は年々増加傾向にあります。

【目標数値設定の考え方】

国の再生利用率目標値は、28%（令和7年度）を目指していますが、市内業者への持込が多数見られることから、市回収分の実績値は約8%となっています。現在は、市回収分と民間回収分を含むリサイクル率の2つの目標値を定めていますが、今後も民間業者回収分が増加することが見込まれることから、市回収分は減少していくと考えられます。そのため、市回収分の目標値を削除し民間回収分を含む市全体のリサイクル率のみを目標値に設定するものとします。

民間事業者回収分の数量については、市外から持ち込まれた分も含まれることから、市外分を把握している場合は市内分のみを算入、混在している、又はわからないものについては按分するなどして、実態に少しでも近づけるようにして、資源ごみ回収量を算出します。なお、最終年度目標は30%に設定します。

③最終処分量の減量目標

基準年度 28年度	中間目標 4年度	直近実績 3年度	最終年度目標 9年度
2,782 t	2,627 t	2,756 t	2,625 t 5.5%以上削

	5.6 %以上削減	未達成	減
--	-----------	-----	---

【近年の傾向】

北部粗大ゴミ処理工場での有用金属のピックアップや、資源ごみの回収等、最終処分されるごみの減量を進めておりますが、目標値の達成に至っていません。

【目標数値設定の考え方】

基準年度より、横ばいの状況であり、中間目標を達成することができなかった。今後もごみの減量化を図るとともに、資源化の一層の促進を図り、直近実績から4, 6%の削減を目指し、基準年度より5. 5%以上削減を目標値と設定します。

5. 目標達成に向けたごみ処理の施策について

1 市の個別施策

<目指すべき目標像>

「じょうずに使ってリサイクル 心がけから行動へ」

1) ごみ減量とリサイクルの推進

1. ごみ減量の推進

A.意識改革	
個別施策	内 容
広報やブログ等による情報提供	より効果的な周知方法の検討を行い、ごみの出し方やリサイクルのアイディア、イベントなどの情報提供に努めます。 市民、事業者に対して、ごみの減量化、リサイクル、ごみの適切な分別や排出方法などの啓発や情報提供に努めます。 また、ごみ処理に関するデータの公表の充実を図ります。
ごみ出前講座の開催	学校や地域組織向けのごみに関する講座を積極的に実施します。
ごみ処理施設見学会の推進	団体だけでなく、個人が参加しやすい方法によりごみ処理施設の見学会を実施します。
新たな報奨（支援）制度の検討	市域全体のモデルとなりうる活動を行う団体に対し、活動を支援します。

B.発生抑制	
個別施策	内 容
生ごみ減量、堆肥化資源化の促進	家庭から出る生ごみの減量、堆肥化を促進します。 生ごみの中に多く含まれる水分を減らし、可燃ごみの減量化を図る

	<u>ため、「水切り」に関する啓発や情報提供に努めます。</u> <u>コンポスト機器購入費補助により生ごみの資源化を図ります。</u>
学校給食の生ごみ減量、堆肥化資源化の推進	給食生ごみの減量、堆肥資源化の方法を調査研究します。
ごみを出さないライフスタイルの推進	マイバッグ運動や簡易包装に加え、飲食店での食べきりや食材の使いきりなど、ごみを出さないライフスタイルを推進します。
事業者のごみを出さない販売の促進	事業者による使い捨て容器・食器の使用抑制や、在庫調整によるごみの発生抑制を促進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。
C. 再使用	
個別施策	内 容
リサイクルショップ等の利用の促進	リサイクルショップ等の利用を促進します。
フリーマーケットの利用促進	フリーマーケット等の情報を発信し、利用促進を図ります。
リターナブルびんの使用促進	市民と事業者を一体として、より効果的な手法の検討を行い、繰り返し使えるリターナブルびんの使用を促進します。
グリーン購入の促進	環境負荷ができるだけ小さい製品など、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」を促進します。
事業者の再使用・再生利用しやすい商品づくりの促進	事業者によるリサイクルしやすい素材を使用した商品づくりや、修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及のための取り組みを促進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。

2. リサイクルの推進

D. リサイクルの推進	
個別施策	内 容
分別排出の徹底	ごみの分別方法や排出日について、より分かりやすい周知啓発を行うことなどにより、分別排出を徹底し、リサイクルを推進します。
事業者の自己責任によるリサイクルの促進	事業所から出される資源ごみ（古紙、ビン、缶など）を、事業者自らがリサイクル処理できるように情報を提供します。
資源物の集団回収運動の促進	町内会や子供会などの資源物回収団体を奨励金の交付により支援し、活動の安定化と回収団体数の増加を図ります。
店頭回収・拠点回収の促進	大型店だけでなく小型店にも資源物の店頭回収を要請し、実施店の拡大を図ります。 また、公共施設等での拠点回収についても維持・整備を図ります。
燃えないごみなどからの資源回収の推進	能代山本広域市町村圏組合に対して、燃えないごみなどを中間処理（破碎）する際は、金属等の資源回収を推進するよう働きかけます。

2) 適正処理の実施

E. 効率的で適正な分別収集	
個別施策	内 容
適正な排出の徹底	家電リサイクル法の対象物やホイール付きタイヤ、消火器、バッテリーなどの処理困難物については、処理方法の周知徹底を図ります。

	また、ごみの分別及び処理方法についての相談業務の充実を図ると共に、それぞれの地域で選任された廃棄物減量等推進員の協力も得ながら、市民からの問い合わせに対応していきます。
安全な収集体制の確保	スプレー缶やカセットボンベによる収集車などの火災防止や、割れたガラスなどによる収集作業員の怪我防止のため、危険物の排出方法の周知徹底を図ります。

F. 環境負荷の少ない適正処理

個別施策	内 容
適正な運転管理	リサイクルセンター、最終処分場の適正な運転管理に努めます。 また、能代山本広域市町村圏組合に対して、中間処理施設（焼却施設、破碎処理施設）の適切な運転管理に努めるよう働きかけます。 焼却施設におけるダイオキシン類などの大気汚染物質の排出抑止については、特に慎重な対応に努めるよう働きかけを行います。
ごみ処理の広域化	効率的なごみ処理を行うため、引き続き施設規模に見合った広域的な取り組みを行います。
最終処分場の延命化	ごみの減量・リサイクルの推進のための施策で最終処分量を削減し、現有最終処分場の延命化を図ります。
最終処分のあり方	現有最終処分場は令和6年度で満杯となる見通しです。そのため、施設の広域化や民間委託も含めて今後の方向付けを行います。

3) 不法投棄の防止

G. 不法投棄の防止

個別施策	内 容
不法投棄行為の周知	犯罪行為であることを認識させるため、マスメディアで積極的に取り上げてもらいます。 不法投棄啓発用看板を自治会や地権者などに配布し、注意喚起に努めます。
監視体制の強化等の検討	不法投棄の早期発見、防止を図るため、パトロールや啓発活動等を強化します。
ごみ処理相談業務の充実	ごみの分別及び処理方法についての相談業務の充実を図ると共に、それぞれの地域で選任された廃棄物等減量推進員と連携を取りながら、相談業務体制の確立を図ります。
クリーンアップの充実	ボランティアによるクリーンアップへの支援の充実を図ります。
マナーの向上	ポイ捨て禁止等の啓発活動を行い、子どもからお年寄りまで、マナー向上のための講習の機会を設けます。

② 市民・事業者・市の役割

市民、事業者は、目標達成に向け、以下に掲げる取り組みを推進していくものとします。

市は、これらの取り組みが円滑に行われるよう支援していくとともに、自らの事業の実施において率先した取り組みを行います。

市民 の行 動

ごみ減量の推進

- ・市及び団体等の啓発活動等に積極的に参加する。
- ・食事は適量調理し、作りすぎない。
- ・生ごみは十分に水切りし、雑草なども乾燥させてからごみに出す。
- ・風呂敷、マイバッグなどを積極的に活用する。
- ・簡易な包装に努め、過剰包装を辞退する
- ・必要なものを必要なだけ購入するよう心掛ける。
- ・できるかぎりごみの発生を抑えるとともに、廃棄する前にもう一度使えるよう工夫する。修理やメンテナンスにより「もの」の長期間の使用を心がける。
- ・詰め替え製品、量り売り等の商品を積極的に選ぶ。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなど不用品交換の機会を利用する。
- ・繰り返し使えるリターナブルびん（ビールびん、一升びん 等）を積極的に選ぶ。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。

リサイクルの推進

- ・資源物の分別排出を徹底する。
- ・集団資源物回収運動へ積極的に参加する。
- ・資源物の店頭回収や市の拠点回収を積極的に利用する。

適正処理の実施

- ・情報収集に努め、適正な排出について自ら学習する。
- ・隣近所と情報交換をし、助け合って行動する。

不法投棄の防止

- ・地域や市などのごみ清掃ボランティアに参加する。
- ・ごみ出しのマナー向上に努める。

事業者の

行動

ごみ減量の推進

- ・マイバッグ運動、簡易包装促進運動に積極的に取り組む。
- ・ばら売り、はかり売りを推進する。
- ・使い捨て容器や食器の使用を抑制する。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。
- ・食べ残しを減らすためのPR活動を展開する。
- ・リサイクルしやすい素材を使用した商品づくりに努める。
- ・修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及に努める。
- ・簡易包装の推進に努める。

リサイクルの推進

- ・資源物の自主回収システムを構築する。
- ・資源物の分別排出を徹底する。

不法投棄の防止

- ・市などのごみ清掃ボランティアに参加する。

市の 行動

ごみ減量の推進

- ・市民、事業者の自主的な取り組みが円滑に行われるよう、情報提供などの支援を行う。
- ・市民を対象としたマナー講座やボランティア活動を企画し、市民の意識啓発を図る。
- ・子どもの頃からごみ減量、リサイクルに関する教育を行う。
- ・ごみ処理施設見学の利用促進を図る。
- ・ごみ減量化に取り組む団体の支援を推進する。
- ・コンポスト容器の推進を図り、家庭から出る生ごみの資源化を促進する。
- ・学校給食の生ごみ減量・資源化を調査研究する。
- ・マイバック運動や簡易包装などを促進します。
- ・普段からごみを出さないライフスタイルの普及・啓発に努めます。
- ・食べ残しを減らすためのPR活動を展開する。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットの活用を促進します。
- ・繰り返し使えるリターナブルびん（ビールびん、一升びん）の利用促進に努めます。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。
- ・**ごみ減量化に対する意識向上を図り、公共施設や、市イベント等で発生するごみの分別・資源化・減量化を推進します。**

リサイクルの推進

- ・新たな資源物の分別収集、資源化について調査研究を行う。
- ・集団資源物回収運動への支援を継続する。
- ・資源ごみの店頭回収や拠点回収について、維持整備を図ります。
- ・排出されたごみからの資源化を推進する。

適正処理の実施

- ・適正な排出の徹底を図る。
- ・収集運搬体制の効率化を図る。
- ・ごみ処理施設における適正な処理の実施と安全の確保に努める。
- ・資源ごみの回収量等を調査し、収集運搬体制を検討する。
- ・高齢者世帯のごみ処理の実情を調査し、収集運搬体制等について検討する。
- ・新たなごみ処理施設の整備について、1市3町で取り組みます。
- ・最終処分場の延命化工事を実施する。
- ・令和7年度以降の最終処分について、広域化も視野に入れた検討をする。

不法投棄の防止

- ・ 不法投棄の状況を調査し、マスメディア等を利用して再発防止を図ります。
- ・ **不法投棄啓発用看板を自治会や地権者などに配布し、注意喚起に努めます。**
- ・ 関係団体と協力して、不法投棄のパトロールや情報共有を図ります。
- ・ 市民及び事業者へ、適切な廃棄物の処理方法の情報提供に努めます。
- ・ 市民や事業所のボランティアによる清掃活動を支援します。